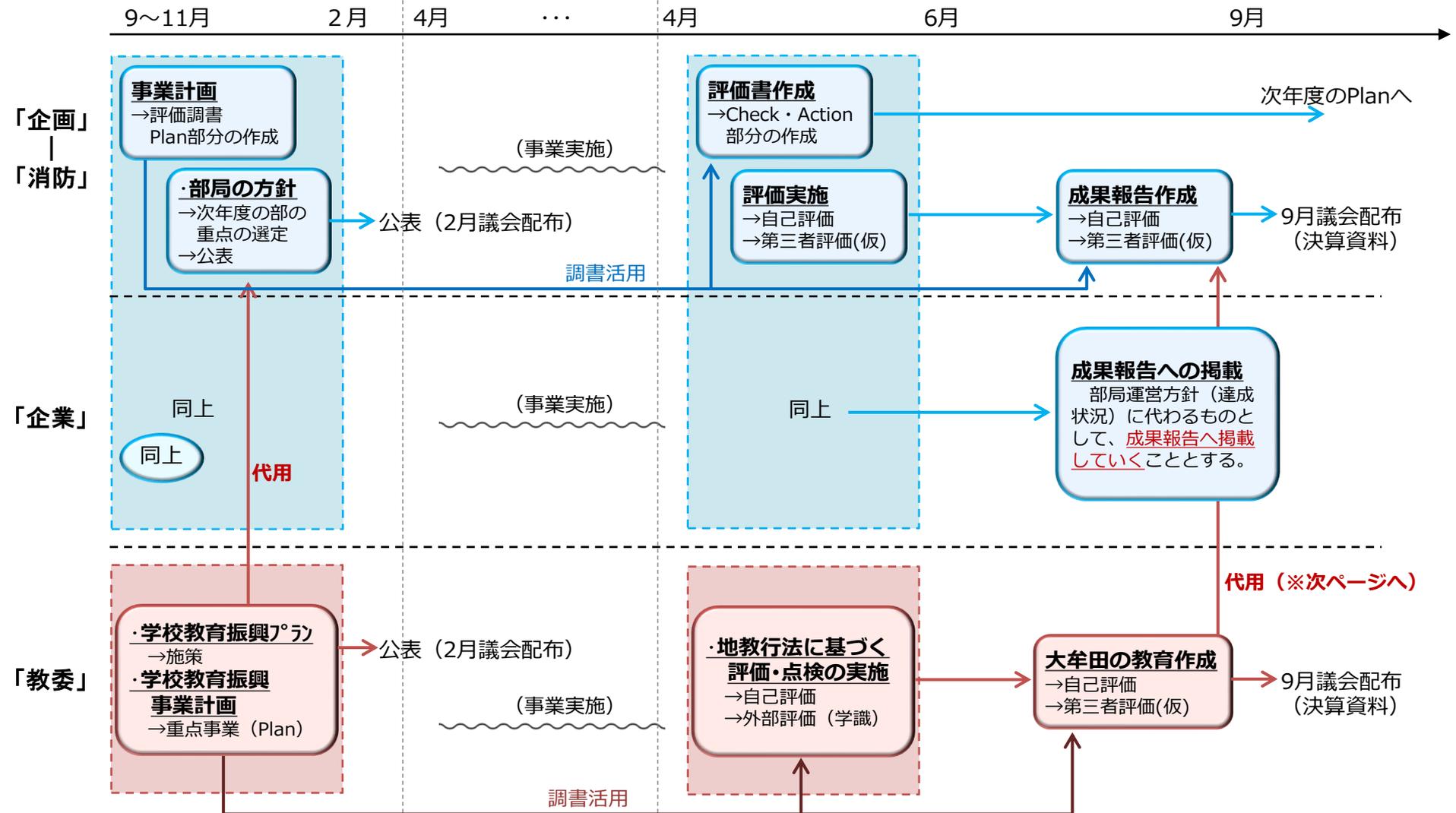


行政評価・部局の方針・成果報告再構築 ～企業局・教育委員会の取扱い～



成果報告書の作成

- 作成根拠法令 「地方自治法 第233条第5項」
「普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければならない」 ※地方公営企業（企業局）はこれに含まれない。
- 地方自治法逐条解説より
 - ①「主要な成果」とは、具体的にその実績を明らかに示すものであればよく、具体的表示方法は普通地方公共団体の判断でよい。
 - ②従って、主要な施策のとり方も任意である。
 - ③長に提出義務を課しているのは、決算を議会の認定に付する責任を有する観点からであるので、運用の面で、長以外の他の執行機関で必要な資料を作成するような扱いはもちろん差し支えない。

(ポイント)

→教育委員会に係る成果報告の作成を、教育委員会に委ねることができる。